

国の制定した「文化芸術基本法」に基づく「大田原市文化芸術基本条例」の制定を求めることについて



秋山 幸子 議員



一般質問



前田 則隆 議員



避難所開設・運営について

質問…文化芸術基本法では「文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高め、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることのできる心豊かな社会を形成する」とあります。文化芸術の環境を整えることは重要と考え、大田原市文化芸術基本条例の制定を求めます。本市の考えを伺います。

答弁…大田原市文化芸術基本条例の制定については、県内市町の動向や条例を制定している自治体の内容等を調査研究しながら検討してまいります。

市長の考えを伺います。
答弁…私は、吹奏楽、合唱をハーモニホールで聴く機会が多く、オーケストラ演奏者の一つ一つの楽器の振動がホールの中を伝わってくる音楽に接してまいりましたので、議員の言われる、生で芸術を鑑賞することは大変重要だと考えています。そのことが子供たちの心に感動を与えたいと思います。

質問…地域ごとの避難所開設、運営マニュアルの策定が必要と考えますが、本市の考えを伺います。

な場合は、危機管理課が窓口となつて連絡調整することも可能ですので、ご相談をいただければ対応します。

答弁…基本的な初期、初動対応及び中長期対応における標準的なマニュアルを今年度中に作成する予定です。地域それぞれのマニュアル作成に必要な場所の確認や施設利用に関し、公共施設

運営の手順書が入った避難所開設、運営ボックスの設置が必要と考えるが、本市の考えを伺います。

開設する避難所には運営ボックスを用意しています。避難所運営マニュアルのほか、避難者の受付に使用する備品や受付簿、新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒やフェイスシールド、使い捨て手袋や夜間に使用するランタンなどが入っています。順次、運営ボックスを備える避難所を予算に応じ充実させていきたいと考えています。

施設の施設管理者との調整が必要

答弁…現在本市でも、いち早く